

福岡県公報

令和 5 年 12 月 26 日
第 459 号

目 次

告 示 (第805号 - 第810号)

- 福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (財産活用課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 4
- 令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) …………… 4
- 福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) …………… 4
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (自然環境課) …………… 6
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) …………… 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (こども福祉課) …………… 7
- 救急病院の所在地表示の変更 (医療指導課) …………… 7
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬 務 課) …………… 7

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 9

雑 報

- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 10
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 10
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 10
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 11
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 11
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 12
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 12
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 12
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 13
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 13
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 14
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 14
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 14
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 15
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 15
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 16
- 西日本宝くじ事務協議会公告 (財 政 課) …………… 16

告 示

福岡県告示第805号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5 第1 項及び第167条の11第2 項の規定に基づき、福岡県が施工する建設工事等 (建設工事のほか、建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。) の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) を定め、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (

平成28年3月福岡県告示第219号。以下「旧告示」という。)は、令和6年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された等級別格付は、この告示により決定されたものとみなす。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。）
- 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 6 消費税及び地方消費税に未納のある者
- 7 福岡県税に未納のある者
- 8 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を

受けていないもの

- 9 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - 10 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 第2 入札参加資格
- 1 建設業者の場合
 - (1) 別記に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案し、次に掲げるところにより、等級別に格付し、各等級に対応する工事について入札に参加する者を定める。
 - ア 土木一式工事については、A等級からD等級まで
 - イ 建築一式工事については、A a等級からD等級まで
 - ウ 舗装工事については、A等級からC等級まで
 - エ 電気工事及び管工事については、A等級からD等級まで
 - オ その他の専門工事については、A等級からD等級まで
 - (2) (1)により格付された業者であっても、事情により、その上下の等級に係る競争入札に参加させることがある。
 - (3) 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。
 - 2 その他の業者の場合
等級別格付は、行わないものとする。
- 第3 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後において最初に到来する4月末日までとする。
- 第4 入札参加資格審査申請の方法
- 入札参加資格審査申請の方法及び申請の時期は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するものとする。

第5 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記

1 客観的事項の審査基準

法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定めた審査の基準による。ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員の、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）が工事種別ごとに5人以内の組合員を指定した場合（以下、当該指定を受けた者を「審査対象者」という。）にあつては組合及び審査対象者のそれぞれの審査結果を基礎に、次に定めるところにより調整を行う。

なお、審査対象者は、第1の1から10までのいずれにも該当しない者であり、かつ、組合の理事又は組合の理事が役員となっている法人でなければならない。

(1) 経常建設共同企業体

ア 経常建設共同企業体の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経常建設共同企業体の経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。

ウ 経常建設共同企業体の建設業種類別技術職員数は、各構成員の技術職員数の和とする。

エ 経常建設共同企業体の労働福祉の状況、工事の安全成績、建設業経理事務士等の数は、各構成員のそれぞれの和とし、営業年数については各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 組合

1の(1)の規定を準用する。この場合において、1の(1)中「経常建設共同企業体」とあるのは「組合」と、「各構成員」とあるのは「当該組合及び各審査対象者」と読み替えるものとする。

2 主観的事項の評定

工事成績、信用度等により行うものとする。

福岡県告示第806号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市山口字勘四郎1538の7、字日守7242（次の図に示す部分に限る。）、字城ノ山8184（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勘四郎1538の7（次の図に示す部分に限る。）、字日守7242、字城ノ山8184

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第807号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字手野1575・1694・1726（以上3筆について次の図に示す部分に限

る。)、字藪口1241の1、1241の2、1242の2、1242の3、1237(次の図に示す部分に限る。)、字長者原1282の2、字山ノ口1430、1431の1、1431の3、1441から1443まで、1447(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字手野1575、1694、1726、字藪口1237、1241の1・1241の2・1242の2・1242の3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字山ノ口1441、1430・1442・1443・1447(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第808号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

京都郡苅田町新浜町1番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31

条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第12号(埋立地管理区域)に該当

福岡県告示第809号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ対馬暖流系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の令和6管理年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分量
まあじ	現行水準	福岡県まあじ知事管理区分	現行水準
まいわし対馬暖流系群	現行水準	福岡県まいわし知事管理区分	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	77,000トンの内数	福岡県かたくちいわし知事管理区分	77,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	44,000トンの内数	福岡県うるめいわし知事管理区分	44,000トンの内数

福岡県告示第810号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針(令和2年12月福岡県告示第889号の3)の一部を次のように改正し、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8中「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」を「別紙1-

8 うるめいわし対馬暖流系群」に改める。

別紙1-6の次に次のように加える。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2及び第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県かたくちいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）本則第1の2(5)に定

めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）本則第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

公 告**公告**

宮ノ陣第一土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号

公告

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年12月26日から令和6年1月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条

第1項の規定により次のように公示する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
ニッポンインシュア株式会社	福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階	福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階	令和5年12月6日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社シンワ・コーポレーション

(2) 所在地

京都府八幡市下奈良中ノ坪13番地7

(3) 代表者

代表取締役 長岡 浩司

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年12月6日

4 処分の理由

株式会社シンワ・コーポレーションは、令和5年11月22日午後3時、京都地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2

第 1 項第 4 号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和 51 年福岡県規則第 56 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部こども福祉課に備え置きます。

令和 5 年 12 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 5 年 12 月 26 日

公告

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院から所在地表示の変更の届出があったので、次のように公告する。

令和 5 年 12 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲 94	糟屋郡篠栗町田中一丁目 10 番 1 号	令和 5 年 11 月 11 日

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和 37 年福岡県規則第 29 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和 5 年 12 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 137 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 5 年 12 月 26 日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 298 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 17 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 26 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 6 年 2 月 16 日（金） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 30 分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森 159 番地 26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第299号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年12月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和6年2月3日（土） 午前9時00分～午前12時00分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
令和6年2月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和6年2月12日（月） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
令和6年2月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第300号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年12月26日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 6 年 3 月 7 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 6 年 3 月 14 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			
令和 6 年 3 月 21 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 6 年 3 月 7 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 12,700 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 301 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 19 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 26 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和 6 年 2 月 17 日（土）午前 9 時から午前 12 時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部 4 階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に

受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

雑報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2455回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 50組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年4月1日から
令和6年4月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,800,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,260,380円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 47,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請

されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2456回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年4月1日から
令和6年4月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,502,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 16,800,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2457回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年4月17日から
令和6年5月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,451,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2458回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年4月24日から
令和6年5月14日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 152,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 23,977,140円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 33,180,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2459回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年4月24日から
令和6年5月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,644,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 21,800,000円

9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2460回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年5月15日から
令和6年6月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,248,000円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 22,400,000円
- 9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2461回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年6月5日から
令和6年6月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 145,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 23,888,590円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 33,180,000円
- 9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2462回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和6年6月8日から
令和6年6月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 38,946,490円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 53,700,000円
- 9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2463回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和6年6月26日から
令和6年7月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,559,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,400,000円
- 9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2464回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和6年6月26日から
令和6年7月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 229,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 32,400,940円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 44,750,000円
- 9 受託申請期限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2465回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年6月26日から
令和6年7月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,595,190円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 28,440,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2466回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年7月17日から
令和6年8月13日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,644,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2467回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年8月7日から
令和6年8月27日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 131,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,717,290円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 28,440,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2468回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年8月14日から
令和6年8月27日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,644,000円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 22,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2469回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 700,000,000円
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年9月4日から
令和6年9月16日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 315,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,768,140円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 62,650,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和6年1月12日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|
| 1 名 | 称 | 第2470回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | | 200,000,000円
100万通 |
| 3 証票金額 | | 1枚 200円 |
| 4 発売期間 | | 令和6年9月11日から
令和6年10月1日まで |
| 5 当せん金の総額 | | 発売総額に対し 95,000,000円 |
| 6 委託対象事務 | | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び | | |
| | 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 19,822,000円 |
| 8 その他発売経費 | | 発売総額に対し 11,800,000円 |
| 9 受託申請期限 | | 令和6年1月12日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和5年12月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|
| 1 名 | 称 | 第2471回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証票金額 | | 1枚 100円 |
| 4 発売期間 | | 令和6年9月25日から
令和6年10月15日まで |
| 5 当せん金の総額 | | 発売総額に対し 107,400,000円 |
| 6 委託対象事務 | | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び | | |
| | 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 17,229,190円 |
| 8 その他発売経費 | | 発売総額に対し 23,700,000円 |
| 9 受託申請期限 | | 令和6年1月12日 |